

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		現状回復費用の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市地域福祉会館条例第 9 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 8 年 12 月 19 日条例第 20 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(原状回復) 第 9 条 使用者は、会館の使用を終了したとき又はその使用を停止されたときは、直ちに原状に復し、これを返還しなければならない。 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用は使用者から徴収する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		地域福祉会館の使用承認の取消し等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市地域福祉会館条例第 6 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 8 年 12 月 19 日条例第 20 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(承認の取消し等) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。 (1) 第 4 条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 公益上又は管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略